

運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案に対する 意見公募の結果及び告示の改正

令和 8 年 9 月 30 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年 8 月経済産業省告示第 589 号）の改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方の了承及び運転責任者に係る基準等に関する規程の改正の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 8 年度第 22 回原子力規制委員会（令和 8 年 7 月 22 日）において、運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案について、意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- （１）期 間：令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 21 日まで（30 日間）
- （２）方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- （３）提出意見数：8 件¹

4. 提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方について、別紙 1 のとおり了承いただきたい。

また、その他の御意見に対する考え方について、別紙 2 のとおり了承いただきたい。

5. 告示の改正（委員会決定事項）

提出意見を踏まえ、運転責任者に係る基準等に関する規程の改正について、別紙 3 のとおり決定いただきたい。

添付資料

- 別紙 1 運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案に対する御意見への考え方（案）
- 別紙 2 その他の御意見への考え方（案）
- 別紙 3 運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案
- 参考 1 令和 8 年度第 22 回原子力規制委員会（令和 8 年 7 月 22 日）資料 2

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。
なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案に対する御意見への考え方（案）

年 月 日

【注】提出いただいた御意見に関して、e-Gov で受領した際に一部文字化けした箇所や URL が置き換わった箇所については変更を加えた。また、個人や組織を特定できる情報については削除やマスキング処理を行った。

整理番号	提出意見	考え方
1-1	率直に言わせて頂く。馬鹿ではないか？ 万が一の事故を起こさない為に求められる、運転者への適正確認を、「現状 あまり変わりが無いから」と廃止するなど、ありえない提案だ。漏れを発見するための重要な手順を、「無駄な確認」と思うなら、その者こそ 原発事業に携わるべきではない 不適格者だろう。 3 年毎の確認廃止に反対する。	➤ 今般の改正は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 87 条第 4 号に基づく発電用原子炉の運転責任者が同条第 3 号に規定する基準に適合しているかどうか判定を行うための方法、実施体制等（以下「運転責任者の判定方法等」という。）について、原子力規制委員会による確認に関する手続及び確認の有効期間（以下「原子力規制委員会による確認の手続等」という。）を見直すものであり、御意見のように発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）による当該判定の実施及び原子力規制委員会による運転責任者の判定方法等の確認を廃止するものではありません。 ➤ 運転責任者の判定方法等の確認の有効期限を 3 年として定期的に原子力規制委員会が行っている確認は、設置者の行う判定方法等の内容に変更がないことから、実態上、形式的な変更の確認にとどまっており、3 年ごとに確認する意義が薄れているため、今般の改正では、原子力規制委員会の確認の有効期間を廃止するとともに、設置者が確認を受けた事項を変更しようとする場合に限り、原子力規制委員会から変更の確認を受けるようにするものです。 ➤ なお、原子力規制委員会では、運転責任者の判定方法等が設置者により適切に実施されているかについて原子力規制検査で継続的に確認しておりますが、今般の改正をもって、その取扱いを変更するものではありません。
1-2	見出しの「(変更の確認等)」のうち「等」という文言は、不要ではないか？	➤ 改正案第 4 条には、原子力規制委員会が実施する変更の確認について規定するほか、設置者が行う変更確認申請の義務（第 2 項）等についても規定することから、御意見の見出しについては、「変更の確認等」とすることが適切であると考えています。よって、原文のとおりとします。
1-3	提出意見： 事前確認を要する「変更」の対象から、誤記の訂正や組織の名称変更などの「軽微な変更」を除外し、届出で済ませる規定を追加すべきで	➤ 今般の改正は、原子力規制委員会が行う運転責任者の判定方法等の確認について、その有効期間を廃止し、設置者が確認を受けた事項を変更しようとする場合に限り、原子力規制委員会から変更

整理番号	提出意見	考え方
	ある。 【理由】 今般の改正の趣旨は、形式的な確認作業を見直し、規制委員会および事業者の互いの業務効率化を図ることにあることは理解している。しかし新設規定では、変更の内容や程度にかかわらず一律に規制委員会の確認を求めている。この運用では、明らかに審査を要しない軽微な変更であっても申請と同等の確認手続きが発生し、当初の目的である手続きの合理化を十分に達成できない懸念がある。したがって、実質的な審査を必要とする変更（確認申請）と、実質的な審査を必要としない軽微な変更（届出）とで、手続きを明確に区分する規定を設けることが望ましい。	の確認を受けるようにするものです。 ➤ 一方で、御指摘のような軽微な変更の取扱いについては、今般の改正による手続の運用実績を踏まえた上で、必要に応じて、今後、検討を行う際の参考とさせていただきます。
1－4	提出意見： 改正前の３年ごとの確認規定は、実質的には形式確認であったとの事だがそれは結果論であり、本質的には是正内容の審査を行う機会としての機能を有していたと考える。今回、有効期間を削除することにより、３年ごとの確認規定を活用した定期的な措置はできなくなる。 この場合において将来万が一、運転責任者に係る基準等を規制強化する方向に変えるべき動向が生じたものの事業者が自ら改善しないのであれば、法的な権限なく高圧的態度にて強制させるか法的な権限に基づき命令するかであるが、原子炉等規制法第４３条の３の２３等による保安措置命令を下せるような法的な権限が残されているのか。 法的な権限なく高圧的態度にて強制させることはこれまでも行われてきたことであるが、本当に科学技術妥当性で判断されているならば、その手続きは高圧的態度にて強制させるのではなく法的な権限で行ってほしい。ついては権限を行使する際の具体的な条文を述べて頂きたい。 仮に是正を命じる確実な法的根拠が存在しない又は答えられないのであれば、有事に備えて本告示内に変更命令の規定を新設しそれを明らかにする必要があるため本案に反対する。	➤ 御指摘の保安措置命令を下せるような法的権限について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「法」という。）第４３条の３の２３の規定に基づき、原子力規制委員会は、法第４３条の３の２２第１項第２号に規定する発電用原子炉の運転に関する設置者が講ずる措置が、実用炉規則第８７条の規定に違反していると認めるときは、その設置者に対し、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができるとされています。また、実用炉規則第８７条第４号には、設置者が講ずる措置の一部として、運転責任者の判定方法等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けることが規定されております。したがって、当該規定に違反していることが確認された場合には、原子力規制委員会は、設置者に対し、法第４３条の３の２３の規定に基づき、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができます。

整理番号	提出意見	考え方
1-5	本改正案において、形式的・手続的となっていた3年ごとの有効期間を廃止し、変更時の確認申請へ移行することにより、規制側・事業者双方の業務効率化を図る趣旨につきましては合理的な面があると理解いたします。 一方で、有効期間の一律廃止により、事業者が自律的に判定方法を見直す契機が失われ、制度の長期的な固定化や最新知見等の反映漏れが生じる懸念が存在します。規制の質を維持・向上させつつ、行政および事業者の過度な負担増を伴わない「比較的容易に導入可能な改善点」として、以下の4点を提案いたします。 1. 基本検査要領の改定による定期的な自主評価・確認の明確化 2. 変更確認申請を要する「変更」の範囲・判断基準の具体化 3. 毎年度の基本検査における「運用状況および最新知見反映状況」のチェック項目化 4. 既存確認事項の最新性確保と経過措置における公表・透明性の維持 【具体的な改善提案および理由】 提案1:基本検査要領の改定による定期的な自主評価・確認の明確化(対象:確認に関する要領 / 運用ガイドライン) [提案内容] 告示本則の変更(有効期間全廃)自体は維持しつつも、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第4号の規定に基づき原子力規制委員会が行う確認に関する要領」または運用ガイドに、「事業者は定期的に(例:5年ごと等)判定方法および実施体制の妥当性を自律的に評価し、その結果を記録・保管すること」を追加・明記することを提案します。	➤ 運転責任者の判定方法等に係る業務を含む原子力施設の保安のための業務については、安全確保の第一義的責任を有する設置者が、品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品管規則」という。）に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならないとされています。よって、御意見のような自主評価・確認については、設置者の品質マネジメントシステムの運用の中で実施することが義務付けられております。

整理番号	提出意見	考え方
	[理由および効果] 確認の有効期間を完全に無くした場合、事業者が自発的に判定方法を評価・更新するインセンティブが低下する懸念があります。新たな許認可手続としての更新申請を義務付けるのではなく、既存の品質保証体制(QA)や保安規定上の自主点検の仕組みの中で「定期的な見直し」を位置付けることで、追加の過大な行政コストを発生させずに、手続の形骸化防止と質的担保を両立できます。	
1-6	提案2:変更確認申請を要する「変更」の範囲および判断基準の明確化 (対象:改正告示案第四条「変更の確認等」関係) [提案内容] 新設される第四条において、「確認を受けた事項を変更しようとするとき」に申請が必要とされていますが、どのような変更が「申請を要する変更」にあたり、どのような変更が「軽微な変更(または申請不要)」にあたるのかの具体的な基準や例示を要領またはQ&A等で明確に提示することを提案します。 [理由および効果] 判断基準が曖昧なままであると、以下の2つのリスクが生じます。 (a) 事業者が手続の煩雑さを避けるため、必要な見直しであっても「変更なし」と解釈して放置するリスク。 (b) 逆に、極めて軽微な組織名の変更や誤字脱字の修正等であっても一律に申請が行われ、結局は行政側の審査負担が軽減されないリスク。 申請が必要な事項(試験方法の根本的変更、評価基準の改定、判定主体の変更など)と不要な事項を明確に区分することで、事業者の適切な申請を促し、規制庁側の審査実務もより一層効率化されます。	➤ 1-3の御意見に対する考え方を御参照ください。
1-7	提案4:既存確認事項の最新性確保と経過措置に関する情報公開 (対象:附則第二項関係および情報公開運用)	➤ 令和8年9月時点において、設置者から確認の申請があった場合には、当該申請の内容及び当該申請に対する原子力規制委員会の

整理番号	提出意見	考え方
	[提案内容] 経過措置(附則第二項)により、現行の確認がそのまま効力を維持することとなりますが、改正告示の施行にあわせ、現在各事業者が確認を受けている「判定方法等の概要」および「最終確認日」の一覧を整理・公表するとともに、一定期間(例:施行後数年以内)にわたり、各事業者が現在の判定方法の妥当性を一度再点検する機会(自主点検の報告)を設けることを提案します。 [理由および効果] 過去に確認を受けた内容がそのまま無期限に有効となるため、国民および関係者に対する透明性の確保が重要となります。最新の確認状況を可視化し、施行時に一度自主点検を促すことで、制度移行時の漏れを防ぎ、規制に対する社会的な信頼と安心感を高めることができます。 【まとめ】 本提案は、原子力規制委員会および規制庁が目指す「形式的な審査負担の軽減と業務効率化」の方向性を全面的に否定するものではありません。 「告示本文での確認有効期間の廃止」を受け入れつつ、下位規範である「確認に関する要領」や「基本検査の運用基準」において数点の補完・明確化を行うという、行政側にとっても導入が容易かつ極めて現実的な改善案となっております。 安全確保の実効性と規制実務の効率化をより高い次元で両立させるため、本提案のご検討をお願い申し上げます。	確認結果に関する資料は、原子力規制委員会ホームページ上に公開しています。 ➤ 同時点において有効である原子力規制委員会の確認を受けた運転責任者の判定方法等に係る、設置者から提出のあった申請書及び当該申請に基づく原子力規制委員会の確認の結果については、以下に掲げる URL を御参照ください。 https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA077003815 https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA077003816 https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA077020375 https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA077020374 ➤ また、設置者による運転責任者の判定方法等の自主的な点検については、1－5の御意見に対する考え方を御参照ください。
1－8	今回の「運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案」は、原子力施設の運転責任者に求められる資格要件や教育訓練、配置基準などを最新の安全要求に合わせて見直すための改正であると理解していま	➤ 今般の改正は、運転責任者の判定方法等について原子力規制委員会の確認に関する手続等を見直すものであり、御意見のような原子力施設の運転責任者に求められる資格要件や教育訓練、配置基

整理番号	提出意見	考え方
	す。原子力施設の安全確保は国民生活に直結するため、今回の改正内容がどれだけ安全性向上に寄与するのかを客観的に示す KPI（成果指標）の設定が不可欠であると考えます。 以下のような KPI が有効であると考えます。 ・ 原子力施設の運転ミス件数 ・ ヒューマンエラーの発生件数 ・ 運転責任者が関与したトラブル件数 ・ 安全評価での不適合指摘件数 ・ 教育訓練の受講率 ・ 訓練後の評価試験の合格率 ・ 訓練内容の更新頻度 ・ 運転責任者資格の取得者数 ・ 資格更新率 ・ 配置基準の遵守率 これらの指標は、制度の目的である「安全確保」「教育訓練の質向上」「人材確保」を直接測定できるため、今回の改正の効果を客観的に評価するために不可欠です。 また、これらの KPI を算出するためのデータは以下のように収集すべきです。 ・ 事業者が、運転ミス・ヒューマンエラーの記録、教育訓練の受講状況、資格者の配置状況、運転記録の不備状況、改善指示の履行状況を継続的に提出する ・ 原子力規制委員会が、全国のトラブル件数、安全評価の不適合指摘件数、資格者数・更新率、教育訓練の評価結果を整理する ・ 教育訓練機関が、訓練内容の更新状況、訓練後の評価試験結果、訓練効果の分析を行う	準などを最新の安全要求に合わせて見直すものではありません。したがって、御意見のような指標を用いて、今般の改正の効果を適切に評価できるとは考えていません。 ➤ 他方で、原子力規制委員会の確認を受けた運転責任者の判定方法等の実施内容の妥当性については、原子力規制検査で継続的に確認しているところでありますが、御意見については、今後の原子力規制検査の改善の検討を行う際の参考とさせていただきます。 ➤ また、運転責任者の判定方法等の確認の実施については、予算や基金を用いて実施する事業に該当しないこと等から、御意見のような効果検証指標を設定しておりません。

整理番号	提出意見	考え方
	これらのデータを体系的に収集することで、制度の効果を客観的に評価できるようになります。 また、この案件には成果目標も KPI も示されていないため、以下の点を明確にしていきたいです。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。」 原子力施設の運転責任者制度は国民の安全に直結するため、成果目標と KPI の明示をお願い申し上げます。	

その他の御意見への考え方（案）

年 月 日

【注】提出いただいた御意見に関して、e-Gov で受領した際に一部文字化けした箇所や URL が置き換わった箇所については変更を加えた。また、個人や組織を特定できる情報については削除やマスキング処理を行った。

整理番号	提出意見	考え方
2-1	提案3:毎年度の基本検査におけるチェックリストの具体化 (対象:基本検査の運用基準・チェック項目) [提案内容] 今般の改正の前提として「基本検査により毎年度確認している」ことが挙げられています。この基本検査の実効性を高めるため、基本検査におけるチェック項目に「前回の確認以降における関係法令・ガイドライン等の改正内容が判定実務に適切に反映されているか」および「他プラントでのトラブル事例や最新の知見が講習・試験内容に反映されているか」を明記・追加することを提案します。 [理由および効果] 基本検査が単に「過去に確認を受けた文書どおりに手続きが実施されているか(手順遵守)」の確認にとどまる場合、制度の固定化を防ぐことができません。年に一度の基本検査の枠組みを活用し、「判定基準・内容の最新性や妥当性」を簡易的にチェックする視点を一項目付け加えるだけで、大規模な制度変更を行うことなく、安全規制の実効性を著しく高めることができます。	➤ 安全確保の第一義的責任を有する設置者は、運転責任者の判定方法等に係る業務を含む原子力施設の保安のための業務の品質管理について、品管規則に基づき、自身の品質マネジメントシステムを確立した上で、個別業務での関係法令等の要求事項を明確にするとともに、個別業務を管理し、妥当性確認をすること及び他の原子力施設等の運転経験等の知見を収集し活用することが義務付けられております。 ➤ 原子力規制委員会は、原子力施設の保安のための業務について、品管規則に基づきその品質管理が実施されているか原子力規制検査で確認するとともに、品質マネジメントシステムの運用についても、基本検査運用ガイド（品質マネジメントシステムの運用：BQ0010）等に基づき確認しています。
2-2	減税を求める立場および日本人ファーストの立場から、下記のとおり意見を提出いたします。 ### 1. 改正案に賛成する（3年ごとの形式的確認の廃止は合理的で、行政・事業者双方の無駄を削減する） 現行の「運転責任者に係る基準等に関する規程」では、実用発電用原子炉設置者は、運転責任者の判定方法等について原子力規制委員会の確認を受け、その有効期間が3年とされています。しかし、実態として、申請の大半は「変更なし」または軽微な修正にとどまり、3年ごとの確認は形式的なものになっています。加えて、令和2年度から導入された新検査制度により、基本検査で毎年度、確認を受けた内容に従っているかが既にチェックされています。	➤ 御意見のうち「安全性を絶対に損なわない運用の徹底」に係る御指摘については、毎年度の原子力規制検査において、原子力規制委員会から確認を受けた運転責任者の判定方法等に基づき、運転責任者の判定が実施されていることについて確認しています。 ➤ 御意見のうち「この改正を他の規制分野のモデルとすること」に係る御指摘については、御意見のような各申請の手続を所管する府省庁において適切に判断されるべきであると考えております。 ➤ 御意見のうち「デジタル化の徹底」に係る御指摘については、変更確認申請に当たり、電子申請での受付も行えるようにしています。 ➤ 上記以外の御意見は、原子力規制行政全般に関連する御意見とし

整理番号	提出意見	考え方
	この状況を踏まえ、改正案が「確認の有効期間を廃止し、変更しようとする場合に限り変更の確認を申請する」仕組みに改めることは、極めて合理的です。規制庁と設置者双方の業務効率化に資するものであり、不要な申請・審査・通知の繰り返しをなくすものです。 減税派の立場から強く支持します。国の行政機関（原子力規制庁）が行う形式的な確認業務は、税金で賄われる人件費・事務コストを無駄に消費しています。これを削減すれば、行政のスリム化につながり、将来的な歳出削減・減税の余地を広げます。また、原子力発電所を運営する日本企業（設置者）にとっても、3年ごとの申請準備・書類作成の負担が減り、運営コストが下がります。このコスト削減は、電気料金の抑制や企業競争力の強化を通じて、国民負担の軽減に寄与します。 日本人ファーストの立場からも賛成します。原子力発電は、エネルギー安全保障の要であり、外国産化石燃料への依存を減らし、安定した電力供給を通じて日本の産業基盤と国民生活を守るものです。運転責任者の選任基準自体の安全性を維持したまま、形式的な手続を簡素化することは、現場のリソースを「安全確保の本質」に集中させることを可能にします。無駄な紙仕事や定期申請に時間を取られるより、実際の運転・教育・訓練に注力できる環境の方が、日本人の安全と国益に資します。 ### 2. 改正の実効性を高めるための要望 - **安全性を絶対に損なわない運用の徹底** 有効期間の廃止後も、新検査制度による毎年度の基本検査で、判定方法等の遵守状況を厳格に確認することを明確にしてください。変更時の確認申請が迅速かつ透明に処理される仕組みを整え、事業者の過度な負担にならないようにしてください。安全は日本人の生命と財産を守る最優先事項であり、効率化が安全軽視と誤解されないよう、十分な説明責任を果たすべきです。	て、今後の参考にさせていただきます。

整理番号	提出意見	考え方
	- **この改正を他の規制分野のモデルとすること** 3年ごとの形式的確認が形骸化している例は、原子力分野に限らず他の行政分野にも多く存在します。今回の改正を契機に、同様の「変更時のみ申請」方式を他の規制にも広げ、行政全体の無駄を削減してください。これにより、国・地方を問わず事務負担が減り、税負担軽減の道が開けます。 - **デジタル化の徹底** 変更確認の申請は、原則オンライン完結とし、紙の提出を最小化してください。これにより、さらなるコスト削減と迅速化が期待できます。 ### 3. その他 改正案は、規制の「質」を落とさずに「量」を減らす好例です。国が口を出しすぎる形式主義を改め、現場（日本企業）の実態に即した運用にシフトすることは、日本人ファーストの精神に合致します。この方向性を堅持し、公布後の施行を速やかに行い、実際の負担軽減効果を検証・公表することを求めます。	
2-3	今回の3年ごとの審査廃止は、無駄な行政コストや税金が減る至極真っ当な流れで大賛成です。あなた方は税金で働いている以上、無駄なことにリソースを割くのはやめてほしいというのが本音です。その上で今後の運用について言わせてもらおうと、JEAC4804などの最新の民間規格が出たなら、規制委員会の方からむしろ「この最新規格を積極的に使え」と大いに推奨するべきですよ。言葉尻とか的外れな指摘をして無駄な言葉遊びするような外野と違って、協会が専門家を入れてしっかり作り込んだ規格なんですから。そうやってできた規格をこっちが理解してわざわざ導入して申請している以上、あなた方も審査の段階で細かい言葉尻を取るような形式的な確認は不要なはず。推奨しておいて、後から細かい揚げ足を取るようなことをしたら、せっかくの合理化が本末転倒になりますよね。こっちはちゃんと最新の規格にアップデートしてしっかりやってるんですから、そちらもそこ	➤ 運転責任者の判定方法等に関する民間規格（JEAC4804等）については、原子力規制委員会は技術評価しておりません。 ➤ 原子力規制委員会としては、設置者から申請のあった運転責任者の判定方法等について、法令等に基づき適切に確認してまいります。

整理番号	提出意見	考え方
	に無駄な税金やリソースを割かないでほしい。「最新の規格に準拠するなら、形式的な揚げ足取り（審査）は省く」というくらいのスタンスをハッキリ意思表示してくれないと困ります。その方が、国民の税金で動く機関としてよっぽど生産的だと思いますがね。	

○原子力規制委員会告示第 号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十七条第三号及び第五号の規定に基づき、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年八月経済産業省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長



（案）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(変更の確認等) <u>第四条</u> 規則第八十七条第四号の確認を受けた者は、第二条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の変更の確認を受けなければならない。 2 前項の変更の確認の申請をしようとする者は、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 3 前条各項の規定は、第一項の変更の確認について準用する。	<u>第四条</u> 前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の運転責任者に係る基準等に関する規程第三条第一項の規定によりされた確認のうち同日において有効期間を経過していないものについては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

資料 2

運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案及び意見公募の実施

令和 8 年 7 月 22 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年 8 月経済産業省告示第 589 号）の改正案及びこれに対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 制度概要及び運用の実態**（1）制度の概要**

実用発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）は、法令により原子力規制委員会が定める基準に適合するものの中から運転責任者を選任すること及び運転責任者が同基準に適合しているかどうかを判定するための判定方法等について、原子力規制委員会の確認を受けることを義務づけられており、また、当該確認の有効期間は 3 年と規定されている（根拠法令は参考 1 参照）。

（2）運用の実態

設置者は原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（JEAC4804）や原子力発電所運転員の教育・訓練指針（JEAG4802）等を取り込んだ運転責任者の判定方法に係る文書を作成し、それに基づいて運転責任者を選任している。このため、その申請においては、直近に確認を受けた内容から変更がない申請や軽微な修正にとどまる申請が大半を占めている。

このように、原子力規制委員会が行う 3 年ごとの判定方法の確認は、形式的な変更の確認にとどまっており、3 年ごとに確認する意義が薄れている。

また、令和 2 年度から運用している新検査制度においては、設置者が告示第 3 条に基づく確認を受けた内容に従って運転責任者の判定を行っていることについては、基本検査により毎年度確認している。

なお、令和 8 年 6 月 18 日に、設置者等と面談を行い、告示について意見交換を行った結果、規制庁及び設置者の互いの業務効率化に向けて、告示第 4 条で定めている原子力規制委員会の確認の有効期間を廃止することが適当であるとの認識で一致した¹。

3. 改正案の内容（委員会了承事項）

2.（2）の運用の実態を踏まえれば、設置者に対して一律に 3 年ごとの申請を求めるのではなく、設置者が確認を受けた事項を変更しようとする場合に限り、原子力規制委員

¹ 運転責任者に係る基準等に関する規程に関する面談 令和 8 年 06 月 18 日
(<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100019009>)

会から変更の確認を受けるようにすることが合理的かつ効率的であると考えます。

以上を踏まえ、当該告示について別紙 1 のとおり改正案を作成したので、了承いただきたい。改正案の内容は以下のとおり。

(1) 確認の有効期間の廃止及び変更の確認の申請に係る規定の新設

3 年の確認の有効期間を廃止するとともに、原子力規制委員会から確認を受けた項目を設置者が変更しようとする場合において、設置者から変更の確認の申請を求める規定を新設する。

なお、改正告示の施行時点までに有効期間を経過していない確認については、施行後、有効期間を経過しても有効であるものとして取り扱う。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

4. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙 1 に示す告示の改正について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 21 日まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

意見公募の終了後、原子力規制委員会にその結果の報告を行うとともに、提出意見に対する考え方及び提出意見を踏まえた、運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案を諮る。

<資料一覧>

別紙 1 運転責任者に係る基準等に関する規程の一部を改正する告示

参考 1 関係法令

参考 2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づき
原子力規制委員会が行う確認に関する要領

○原子力規制委員会告示第 号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十七条第三号及び第五号の規定に基づき、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年八月経済産業省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長



次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後			改 正 前
(変更の確認等) 第四条 規則第八十七条第四号の確認を受けた者は、第二条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の変更の確認を受けなければならない。 2 前項の変更の確認の申請をしようとする者は、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 3 前条各項の規定は、第一項の変更の確認について準用する。			第四条 前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の運転責任者に係る基準等に関する規程第三条第一項の規定によりされた確認のうち同日において有効期間を経過していないものについては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

参考 1 関係法令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（抄）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

一 （略）

二 発電用原子炉の運転

三 （略）

2 （略）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）（抄）

（発電用原子炉の運転）

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

六～十一 （略）

運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年 8 月経済産業省告示第 589 号）

（基準）

第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第八十七条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。

二 過去一年以内に同一型式の発電用原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。

三 発電用原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。

四 発電用原子炉に関する知識及び技能であって、次に掲げるものを有していること。

イ 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置 に

関すること。

ロ 関係法令及び保安規定に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

ニ 運転員の統督に関すること。

第二条 規則第八十七条第四号の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。

二 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること（合否の判定に係る職員の資格及び数並びに設備に関することを含む。）。

三 基準に適合した者に係る有効期間に関すること。

四 基準に適合した者に係る更新の手續に関すること。

（確認等）

第三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

第四条 前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

参考 2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づき原子力規制委員会が行う確認に関する要領（原規規発第 1503318 号）

1. 目的

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 87 条第 4 号に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、運転員に対し、運転員が運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年経済産業省告示第 589 号。以下「告示」という。）第 1 条に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかの判定を行うに当たり、その方法、実施体制等（以下「判定方法等」という。）が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、原子力規制委員会が確認を行うための要領として定めたものである。

2. 確認に関する要領

（1）基準に適合しているかどうかの判定を行う申請者の判定方法等が、次の事項を満足し、関係法令の改廃及び保安規定の変更等の運転責任者に係る基準の変更を踏まえたものであることを確認する。

1）基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること

- ① 判定を行う方法が客観的、公正かつ確実なものであること。
- ② 経験年数及び地位の確認は、記録により行われること。この場合、発電用原子炉の運転に関する業務については、その内容及び経験年数の算定基準が明確であること。
- ③ 発電用原子炉の運転に必要な知識及び技能の判定は、運転実技試験、講習及び口答試験又は筆記試験（以下「試験等」という。）により以下のとおり行われるものであること。
 - 運転実技試験は、告示第 1 条第 4 号イからニまでに掲げることに關し、運転責任者として必要な専門的技能の有無を判定するのに十分なものであること。
 - 講習は、告示第 1 条第 4 号イからニまでに掲げることに關し、発電用原子炉の運転に必要な知識の向上を図る上で十分なものであること。
 - 口答試験は、告示第 1 条第 4 号ニに掲げることに關し、運転責任者の職務を遂行するために必要な実務的知識の有無を判定するのに十分であること。
 - 筆記試験又は口答試験は、告示第 1 条第 4 号イからハまでに掲げることに關し、運転責任者の職務を遂行するために必要な実務的知識の有無を判定するのに十分であること。

④ 上記③に係る判定条件が明確かつ定量的であること。

2）基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること

- ① 基準に適合するかどうかの判定の手続が明確であること。
- ② 基準に適合するかどうかの判定及び基準に適合した者に係る更新の手続に関する業務（以下「合否判定等業務」という。）を行う組織及びその責任が明確に定められていること。
- ③ 合否判定等業務に従事する者の経験、知識及び技能並びに人数が個別具体的に定め

られていること。

- 運転実技試験の試験員は、運転員に対し、シミュレータによる発電用原子炉の運転、事故（重大事故に至るおそれのある事故及び重大事故を含む。）時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関する訓練及びその結果の評価を行う業務の経験を有する者から選任されること。
- 講習の講師は、関係法令及び保安規定に精通している者、運転員の統督その他発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者からそれぞれ選任されること。
- 口答試験及び筆記試験の試験員は、原子力工学に関する知識を有する者、原子力発電所の運転管理又は研究・教育に経験を有する者、運転実技試験の試験員からそれぞれ選任されること。

- ④ 合否判定等業務に従事する者、設備その他合否判定等業務の実施に関することが、客観的、公正かつ確実な判定の実施に支障を及ぼすものでないこと。
- ⑤ 合否判定等業務の一部又は全部を行う組織が申請者以外の組織である場合には、当該組織の合否判定等業務の実施体制が（１）２）の①から④までを満たすことについて、申請者の品質保証計画に基づき適切に管理されていること。
- ⑥ 関係法令の改廃、保安規定の変更等の運転責任者に係る基準に変更があり、当該変更を判定方法等に反映させる必要がある場合、判定方法等に反映する手続きが明確に定められていること。

３）基準に適合した者に係る有効期間に関すること

- ① 基準に適合した者に係る有効期間が明確に定められていること。
- ② 有効期間は３年を超えないこと。

４）基準に適合した者に係る更新の手続に関すること

- ① 基準に適合した者に係る更新の手続が明確であること。
- ② 更新の判定条件が明確に規定されており、かつ、当該条件が、新規に判定を受けようとする者に対する判定条件と比べても遜色ないものであること。

- （２）上記（１）の確認において合否判定等業務を行う組織が申請者以外の組織である場合には、基準に適合しているかどうかの判定を行う申請者の判定方法等が、前回の確認以降に申請者が実施した（１）２）⑤の品質保証計画に基づく監査等の結果を踏まえたものであることを確認する。

○運転責任者とは

運転員：原子炉の運転に必要な知識を持つ



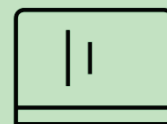
運転責任者：告示の基準に適合
(いわゆる当直長)

基準：

- 原子炉の運転に関する業務に5年以上従事した経験
- 過去1年以内に同一型式の原子炉の運転に関する業務に6月以上従事した経験
- 原子炉を設置した事業所において、管理的・監督的地位にある
- 運転・事故時における状況判断や採るべき措置の知識・技能がある等

判定

判定方法：



経歴・地位
の確認



実技試験



筆記試験



口述試験



講習

JEAC4804
JEAG4802

等

等